

IPM 環境と人にやさしい防除を Integrated Pest Management

IPMに基づく ねずみ昆虫等管理の 進め方

平成14年12月に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(略称:建築物衛生法)」の一部が改正され、ねずみ昆虫等の防除方法が大きく変更されました。また、平成20年1月25日に改定された「建築物環境衛生維持管理要領」では、総合的有害生物管理(IPM)の考え方の導入と具体的な方法が示されています。

IPMによる防除対象となる建築物は、建築物衛生法では特定建築物が対象ですが、特定建築物以外でも多数の人が利用する建築物では、この法律に従うことが求められています(法律第四条第三項)。

保健衛生と生活環境保全関連の法律でもIPMの考え方が広まっています。

害虫防除業中央協議会
厚生労働大臣指定団体